

令和 6 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 5 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和6年5月29日（水）10時00分から10時51分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教育長職務代理者	山本 博資
委員	佃 千春
委員	河田 文
委員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

学校教育部長	阪本 武郎	社会教育部長	藤岡 靖幸
学校教育部次長兼 学校教育課長	花岡 純	社会教育部次長兼スポ ーツ・青少年課長	神本 かおり
教育総務課長	古市 靖之	社会教育部副参事	賀藤 久道
教育総務課長代理 兼 主 任	木邨 勇貴	教育支援センター長兼 学校教育課指導担当課長	金子 摂
文化・公民館振興 課長兼公民館長	安田 美有希	図書館長兼主任兼 田原図書館主任	田中 学
文化財課長	西岡 充	学校給食センター所長	谷口 直人
市民生活部長兼 田原支所長	笹田 耕司	田 原 支 所	田中 真由子
田原支所課長	塩見 一郎		

4 議事録作成者 教育総務課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱について

議案 第15号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について

報告 第8号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画について

報告 第9号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

報告 第10号 史跡飯盛城跡保存活用計画の策定について

報告 第11号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員の委嘱について

山本教育長職務代理者	現在教育長が不在となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき私が会議を主宰することといたします。 只今から、5月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	出席状況については、教育長職務代理者及び教育委員会委員全員に出席いただいていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。
山本教育長職務代理者	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、河田委員にお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてでございます。 標記の件について、委員の辞職がございましたことから、社会教育法第15条第2項の規定により、別紙のとおり新たに委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提案いたしました。 新旧対照表をご覧ください。新任欄に丸がついている2名の委員に変更がございます。新たな委員といたしまして、PTA協議会選出の柿本委員に代わりまして溝尻真吾氏、校長会選出の上井委員に代わりまして、くすのき小学校校長の芝田孝人氏をあげております。 任期につきましては、前任委員の残任期間である令和6年6月1日から令和7年5月31日までの委嘱でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	要望ですが、前年度は任期が終わり、新しく任用をするというかたちでしたので、この5月のタイミングで良いと思いますが、今回は任期途中の交代ということですので、諸般の事情があるかと思いますが、例えば校長会等であれば4月当初に交代はわかっておりますので、可能であればできるだけ速やかに任期交代をされますように、次の公民館運営審議会委員も同様ですが、そういったご配慮をいただけたらと思います。 ただ今回、支障はないと伺っておりますので問題はないかと思いますが、今後、そのように取り扱いいただけたらありがたいと思います。意見として申し上げます。

神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	時期につきましては変更があり次第、定例会にあげさせていただきたいと思います。
山本教育長職務代理者	ここでお諮りいたします。 議案第14号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、議案第14号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第15号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明をお願いします。
安田文化・公民館振興課長	議案第15号四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。 標記の件について、委員の辞職がございましたことから、社会教育法第30条第1項の規定により、別紙のとおり新たに委員を委嘱する必要性が生じたため、本案を提案いたしました。 新旧対照表をご覧ください。名簿の中段あたり、新任に丸がついている1名の委員に変更がございます。新たな委員といたしましては、学校教育の関係者として、田原小学校 広谷光輝氏を挙げております。任期は令和7年5月31日まででございます。 説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	細かいことで恐縮ですが、ご提出いただきました旧の委員の備考欄ですが、5月22日提出の書類といたしましては、下から3段目の藤原先生につきましては、四條畷小学校校長ではなく、旧四條畷小学校校長あるいは、辞職されたので空欄になるのではと思います。今後、整理していただけたら結構です。
安田文化・公民館振興課長	新旧対照表につきましては、議案をご可決いただきまして委嘱させていただきました時点の所属で記載をさせていただいておりますが、他の委員を含め整合性を図ってまいりたいと思います。

山本教育長職務代理者	ここでお諮りいたします。 議案第15号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、議案第15号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 報告第8号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明をお願いします。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	報告第8号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について、説明申し上げます。 教育指導の計画につきましては、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条で「校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。」と定められており、項目を申し上げますと、学校経営の重点、学習指導及び生徒指導の重点、健康管理と指導の重点、日課表、校務分掌、行事予定表、教職員の研修計画の7項目でございます。 教育指導の計画がまとめられた各学校の教育計画をご確認ください。令和6年度の教育活動は、本教育計画をもとに行われることになります。以上、報告申し上げます。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	規則に定めがありますがけれども、教育課程の届け出については、学校教育計画の提出をもって行うという理解でよろしいでしょうか。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	委員のご指摘のとおり、本提出をもって、学校教育計画の提出とさせていただきます。
尾崎委員	教育課程についてですが、近年、社会的な要素を取り入れたり、あるいはオーバーロードであるとか、そういった議論がなされていますが、今年度、届け出のありました教育課程につきまして、そういった要素から見て、事務局の方で学校が取り組んでおられる新しい視点や計画等がございましたらお教えてください。

金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	ご指摘いただいた件について、3点申し上げます。 1点め、令和型教育に向け、校内研究に関する事。2点め、ICTの利活用に関する事。があげられます。また、学校の実情に応じまして、日本語指導に関する事。以上の3点を報告させていただきます。
尾崎委員	校内研究ということと言いますと、その取組みが教育課程へどう反映されているか、具体的な事例がございましたらお教えてください。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	校内研究に関する事につきまして説明いたします。 各教科の教育に留まらず、カリキュラムマネジメントの視点から、教科横断的な取組みの推進に関わる各学校の取組みが具体的に記載されております。
尾崎委員	具体的に記載されているということですが、全部は見ておりませんので、いくつかの学校を見ますと、旧態依然たる教育課程の、要するに、月ごとの単元名の一覧表というのが列挙されているように見受けられまして、カリキュラムマネジメントの視点によるカリキュラム表というのが見受けられなかったのですが、例えば、具体的な事例がありましたらお教えてください。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	単元の計画と関連しまして、人権教育の推進のページ、総合的な学習の時間、また特別活動の年間計画のページ等々、合わせて読ませていただくなかで、具体的な取組みが見えてくるものと思います。また、ご指摘のとおり、学校教育計画の年間の指導計画については、単元名のみにならないように今後指導していきたいと思います。
尾崎委員	特に、カリキュラムマネジメントの場合は、教科間の連携でありますとか、目に見えるかたちでのカリキュラム表を今後作成いただきますように、事務局の方で各学校に校内研究の取組みを反映できるような作成をお願いしたいと思います。これは例年申し上げてお願いしていることです。この4月の1か月ほどの間で先生方が集まってカリキュラム表を作成するというのはなかなか大変な作業だろうと思いますので、前年度から、つまり来年度についてはもう今年度からそういった準備を始めていただきまして、1年間の蓄積のなかで、年度末には来年度の教育課程がほぼ出来上がっているというようなサイクルになりますように、ぜひ事務局のご指導の方をお願いしたいと思います。
佃委員	尾崎委員が仰られた、カリキュラムマネジメントに基づいて前年度までにいろいろと完了できるところはしていくということはもちろん大事なことだと思うのですが、学校教育計画というものはやはり校長の組織マネジメントの一番最初の手腕を発揮するべきところだと私は捉えております。 異動されて間もないなかで、まだなかなか組織を十分に把握されないなかで、

(佃委員)	作成をしなければならないという苦しいところもあると思うのですが、これまで教育長はずっとそういった辺りがより市民の方々、保護者の方々にもわかるようにということで、学校経営計画というものをものすごく大事に作成するよう指導されてこられた経緯を存じ上げております。 そのなかでは、評価規準をしっかりと掲げて、目標にのっとった学校経営計画であるべきだという観点から、まずは様式をお示しになって、作成されてこれたとは私は把握していますが、せっかくそれを作られたのであれば、やはり学校の代表的な計画である学校教育計画というところにしっかりと掲載していただいて、もっと言えばそれをホームページ上にでも掲げていただいて、1年間の教育をこのようにやっていきますと宣言されるべきだと思うのですが、残念ながらそういう観点で見せていただきましたら、そういうことができていた学校が少ないかなという印象でございます。 加えて、タイトルも、学校教育計画というタイトルもあれば、学校経営というタイトルもありますので、そういう辺りも統一感が感じられなかったことから、やはりこの辺りは事務局からしっかりとご指導いただいて、より良い学校教育計画、組織マネジメントに今後できるように、校長先生方にもご指導をお願いしたいなと思います。
花岡学校教育部次長兼学校教育課長	ご指摘ありがとうございます。学校経営計画につきましては、別様式で教育委員会に提出しているものがございます。そちらにつきましては、具体的な達成基準を記載したのになっております。ただ、学校教育計画の方に反映できていないことにつきましては、次年度に向けて改善点として学校の方へ指導してまいりたいと考えております。加えて、ホームページへの掲載につきましては、近年、学校へ計画の指導をしているなかで、経営計画を各校、ホームページへ掲載している状況でございます。年度末の経営計画の報告につきましても、学校の方に掲載するようにと、先日校長会でも指導させていただいて、広く市民の方に周知できるようになかたちをとっていければなと考えておりますので、またこちらについても計画的に指導してまいりたいと考えております。
山本教育長職務代理者	私からも1点、ここで学校教育計画、あるいは学校経営計画について議論しているのですが、いろんな意見が出ていますので、それについてはぜひ校長会でご指導等よろしく願いいたします。 それから今、花岡次長からホームページという言葉がありましたが、先日、大東市の学校訪問に行かせていただいた時に、大東市の学校のホームページを開きました。本市と異なって、たぶん、ホームページの専門家が設置されているのかなと思うのですが、各学校、統一のとれたホームページになっていまして、内容的にも、本市の学校のホームページよりは数段、素晴らしいものになっているかと思います。そういうところも含めて、ぜひ、統一のとれたかたちでホームページの作成ができれば、市民も学校教育に関心を持ちやすいかなと思いますので、

(山本教育長職務代理者)	他市と比較するのは問題があるかと思いますが、参考にして、ホームページも考えていただけたらありがたいなと思います。
山本教育長職務代理者	それでは、次に移ります。 報告第9号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。
花岡学校教育部次長兼学校教育課長	報告第9号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱について、四條畷市立学校結核対策検討委員会条例第4条第1項の規定により、別紙のとおり四條畷市立学校結核対策検討委員会委員を委嘱したことを報告いたします。 新旧対照表をご覧ください。前年度から、大阪府四條畷保健所の職員が松本委員から浅田委員へ、学校長を代表する者が藤原委員から広谷委員へ、養護教諭を代表する者が宮田委員から吹野委員に変更になっています。その他の委員の変更はございません。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。報告は以上です。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	結核というのは現在、学校伝染病のなかの第何種に位置付けられていますか。
花岡学校教育部次長兼学校教育課長	第二種に位置付けられております。
尾崎委員	結核対策検討委会の開催実績等はどのようになっていますでしょうか。
花岡学校教育部次長兼学校教育課長	年に1回開催しております。1回めの開催の時に要精密検査の対象になる児童生徒について検討させていただいております。
尾崎委員	特に、四條畷市で課題となるようなことは見受けられますでしょうか。
花岡学校教育部次長兼学校教育課長	近年、外国から来日される児童生徒が増えてきているような状況もありますので、状況等を確認しながら必要に応じて検査をしなければいけないケースが近年増えてきていると感じております。
山本教育長職務代理者	それでは、次に移ります。 報告第10号 史跡飯盛城跡保存活用計画の策定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。

西岡文化財課長	報告第10号 史跡飯盛城跡保存活用計画の策定についてでございます。 標記の件について、史跡飯盛城跡を適切に保存・活用し、次世代へ継承するため、保存・活用に向けた必要な施策・事業の実施計画として定めた史跡飯盛城跡保存活用計画の策定については、昨年度までに7回の計画策定委員会を行い、パブリックコメントを令和5年8月1日から令和5年8月31日まで実施し、3名の方から延べ29件の意見をいただき、主な内容といたしまして、飯盛山は山頂からの眺望が魅力的なので山頂と史跡碑に眺望案内板の設置と樹木の伐採等の意見がございました。その後、両市で市長決裁を受けた後、令和6年1月26日付けで文化庁長官あてに認定申請書を提出いたしました。 現在、史跡飯盛城跡保存活用計画について文化庁の審議中であるものの、文化庁からは審議中でも整備基本計画の策定を進めてよいとの回答を得ております。 なお今後、保存活用計画をもとに具体的な整備を行うための整備基本計画については、大東市とともに令和6年度内に策定する必要があり、保存活用計画の策定について、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理していただいたので、同規則同条第3項の規定に基づき報告いたします。以上です。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
佃委員	質問ということではないのですが、私事ですが、先日、飯盛城跡を大東市の駅から野崎観音、そして山頂、石垣をいろいろ見て、四條畷神社、そして四條畷市の駅まで仲間とともに歩くという機会を得まして、改めて、四條畷に存する飯盛城跡地の素晴らしさ、そして、それをしっかりと守られようとしている関係者の皆様方の熱意等に、大変、仲間と共に打たれた次第です。 昨今、たまたまマスコミ等に取り上げていただいたことにより、色々と気が付く人もいるかと思いますが、私たちも四條畷市に住みながら、教育委員をしながらでもなかなか分かり得なかったその魅力については、やはり多くの市民の方々にも伝えるべく、私たち四條畷市の教育委員会だからこそできることがおそらくたくさんあるのだなという観点で色々と感じるがありました。 パブリックコメントにもありましたように、歩いてみるとわかる色々な痛みようでありますとか、それを修復するための予算でありますとか、色々厳しい現状はわかりますが、それ以上に、歴民の館長さんでいらっしゃるとか、素晴らしいイラストレーターの方でありますとか、人に支えられている、そういった辺りも含めて、もっとシティプロモーションをしっかりとさせていただいて、または民間の今はユーチューバーの時代かもしれませんが、そういう方々との連携など、新しい時代に見合った史跡の紹介をすることによって、あれほど素晴らしい遺跡が展示されている訳ですから、多くの人にぜひ見ていただけるものになるのではないかなと。本当に私の仲間も感動しておりましたので、この席で申し上げます

(佃委員)	けれど、どうぞ、よろしくお願いしたいなと思います。
尾崎委員	今、佃委員が仰ったように、市民の方、あるいは団体の方の熱意というものがこの保存活用計画の中にも、例えば、個人が設置した説明板とかあるいは誘導看板であるとか、あるいは個人・団体の花の植栽とか、工作物とか、様々に史跡を守るために、市民の方や団体が力を合わせていただいていると。 そういったことはこの活用計画の策定のなかにも脈々と流れていると思いますので、そういった市民の力、それから民間の力等も活用されて、この計画がうまくいきますようによろしくお願いいたします。
山本教育長職務代理者	今、佃委員、尾崎委員からもありましたように、これだけの保存活用計画の策定ということについては非常に大変だっただろうなと思いますが、大事なものはこれを市民に周知していくことかなと思います。ただこれは膨大な計画ですので、これを市民に周知するのはなかなか困難かなと思いますので、例えば概要版を作るとか、あるいはパンフレットを作るとか、そういう計画等を考えておられたらお願いしたいですが、何かございますか。
西岡文化財課長	概要版につきましては、現在ホームページに公開させていただいております。また、今後の周知につきましては、この整備計画を策定するうえで、様々な周知方法等、具体的に考えていきたいと思います。
山本教育長職務代理者	それでは、次に移ります。 報告第11号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。
西岡文化財課長	報告第11号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員の委嘱についてでございます。 標記の件について、委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要があるため、四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例第4条の規定により、委嘱しましたので報告いたします。 別紙の名簿をご覧ください。6人の委員につきましては、史跡飯盛城跡保存活用計画を策定するにあたって令和4年5月1日から委嘱しており、その計画の具体的内容となる史跡飯盛城跡整備基本計画を策定するため、全員が再任となっております。 なお、委嘱期間につきましては、令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間でございます。報告は以上です。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

者 山本教育長職務代理 者	それでは、その他の案件に移ります。 事務局からその他の案件はございますか。
笹田市民生活部長 兼田原支所長	田原地域では、地域の活性化に向けて様々な取組みをさせていただいております。案件に入る前に紹介です。田原地域では、本日もそうですが、自動運転で走行するなど、様々なかたちで地域の活性化をめざしているチームでございます。 そのなかで本日は、公共空地等活用基本計画策定支援発注について説明をさせていただきたいと思います。
田中事務職員	田原活性化の資料をご覧ください。公共空地等の活用基本計画策定支援発注に関する説明資料（田原支所）というものです。 田原活性化の取組みとして実施しています田原地域公共空地等の活用基本計画策定支援発注に向けた事前説明となります。表紙のご説明内容①と②では、諸計画における位置づけにおいて、③において活用計画等策定支援業務委託に向けた考え方を説明いたします。 次のページです。まず、四條畷市個別施設計画【公共施設】における令和5年4月改訂版をもって、田原管内の公共施設の抜粋版をもとに説明いたします。次のページ、下に30と書かれているページを開き、建築系施設をご覧ください。地図上左上、野外活動センター（広域化）、右上のグリーンホール田原（転用）（一部）及び中央部分の四角囲みで説明のある東部商業拠点などを記しています。なお、下の地図にございます建築物を有さない施設として、田原台6丁目にあるUR寄附土地について、売却またはPPPと明記しております 次のページをご覧ください。まずは4.野外活動センターについてです。こちらはスポーツ・青少年課の管轄ではございますが、簡単にふれさせていただきます。施設概要として、1990年に建築された建物でございます。整備方針の方向性といったしましては、広域的な利用を図っていく施設とし、近隣市との広域化を検討していく。更新の時期につきましては、2029年までは広域化の検討、それ以降に検討結果を随時実施としています。 次の28.グリーンホール田原は、1992年に建築した建物でございます。整備方針の方向性といったしましては、スマートシティの推進や東部地域活性化の取組状況等を踏まえつつ、東部地域における拠点施設の充実に向けて検討していく。東部の中心に位置する東部商業拠点において、魅力ある商業拠点の形成や行政サービスの充実が公民連携により図れる場合は、新たな展開を検討していく。としています。更新等の時期といったしましては、当面維持とあわせ、カッコで適宜、東部地域の情勢・状況等に応じて検討としています。 続いて、51UR寄附土地については、利活用方針として、売却を行うことを前提とするも、PPP事業などの可能性も検討していく。としています。 こちらの計画内容をふまえて、次のページをご覧ください。公共空地等の

(田中事務職員)	未利用地に関する活用基本構想（田原地域）を令和6年3月に策定したところがございます。次のページ、表6の写真、事業対象地の概要をご覧ください。田原管内の対象地AからDの位置関係を示すものがございます。こちらを次のページ以降、住所、面積、現在の状況、所有者、地目について説明しております。説明は割愛いたしますが、後ほどご確認ください。 次に、第2章住民ニーズの整理のページをご覧ください。住民ニーズを把握するため、住民アンケートに加え、中学生から高齢者までが参加したワークショップを行った内容について記載しています。 21ページ上の表23.本事業のコンセプト案をご覧ください。所有を公有地と民有地にわけて、対象地AからD、住民アンケートやワークショップの結果から、コンセプト及び望ましい機能を取りまとめております。公有地である対象地AからCについては、自然や地形を活かした地域住民の集える賑わいの場。民有地である対象地Dについては、文化を学ぶことのできる地域の子ども・子育て世代の居場所としたところがございます。下の表24導入機能案については、ニーズに伴う機能案でございます。 続いて次のページ、表25民間事業者への意向調査のまとめをご覧ください。住民ニーズをふまえ、35社の民間事業者に対しアンケート調査を行い19社から回答いただきました。その後、ヒアリング調査については19社のうち11社から回答を得たものです。導入可能性のある機能として二重丸が2社以上の民間事業者から比較的積極的な意見があった機能。丸は2社以上の民間事業者から意見はあるものの、二重丸と比較して導入の可能性が低い機能。黒三角は民間事業者1社から消極的ながら意見があった機能でございます。比較的積極的意見があった場所が対象地Aでございました。対象地Aでは、アウトドアフィールド、自然を活かした子どもの遊び・学びの場の可能性が高いとの考えをもっているところがございます。 続いて28ページをご覧ください。①2段落め、対象地Aは自然に囲まれており、面積が比較的広いところから、自然を活かした遊び体験の導入可能性があると考えられること、対象地Bは田原中央線という主要な幹線に位置するところから、斜面地にあるところから、市民参画型の花壇等の事業展開の継続が望まれること、対象地Cは面積が比較的小規模であり、人通りが限られるとの特徴から、市民の意向をふまえた民間事業者の活力を活かした事業の可能性が低い状況にあること、対象地Dは地域交流が生まれやすい場所という特徴を有しており、住民が集う場所、乳幼児の室内遊び場、学生のワークスペース等の導入の可能性、また、田原地域の中央部に位置し、公共性、公益性の施設を求める住民ニーズが高い一方、対象地は民間事業者の所有地であるため、民間事業者のノウハウを取り入れたうえでの事業展開の可能性のある方向性があることを見出したところがございます。 続いて、30ページの次、1と書かれたページをご覧ください。田原地域公共空地等の活用基本計画等策定支援業務委託の考え方（案）について、説明いたし
-----------------	---

(田中事務職員)	ます。1.目的、この業務委託は、「けいはんな学研区域（田原地域）における自動運転を起点とした地域が主体のまちづくり」に向けた新たな地方創生を目指すもの。業務遂行にあたっては、四條畷市個別施設計画【公共施設】（令和5年4月改訂版）、令和5年度に発注した「公共空地等の未利用地・可能性調査業務委託」及び田原管内で走行が始まった自動運転車の内容を踏まえつつ、田原地域の活性化を目指し、管内の公共空地等を活用した地域活性化を目的とした土地活用に関する基本計画を策定するものでございます。 基本計画策定支援業務の内容といたしましては、①基本計画の策定支援、②PFI導入可能性調査及び③グリーンホール田原の検討でございます。活用対象候補地としては、対象地A、対象地B、対象地D及びグリーンホール田原としております。これらの内容をふまえ、公募型プロポーザル方式による発注準備を行っているところでございます。 以上、簡単ではございますが、公共空地等の活用基本計画策定支援発注に関する説明を終わります。
笹田市民生活部長 兼田原支所長	今の説明で、全体の流れを説明させていただいたところでございますが、特に、対象地Aと言われる田原台6丁目の土地と公共施設の野外活動センターの機能が今後かぶるといふか、類似してくる部分がございますので、まずは調査段階ではございますが、教育委員会の皆様に知っていただきたいという説明でございました。
山本教育長職務代理者	それぞれ対象地AからDで色々工期等も違うと思うのですが、個別施設計画（公共施設）に則っている部分でいうと、中期・長期、どの辺りで方向性といふか、スケジュール感がもしわかれば教えてください。
笹田市民生活部長 兼田原支所長	今回の田原地域のなかにある公共空地において、様々ございます。それぞれ利害関係がございますことから、対象地AからDをすべて同じスケジュール感で実施するということは非常に難しいと考えております。この中で市所有地であるAについては、今回のプロポーザルの内容では相当ふみこんだ内容で調査研究させていただきますので、実現可能なところと言いますと、Aが最初に着手可能かと考えております。 最終的には、Dの民有地も含む、薬局がありますが、そこについても田原地域の中心地でありますので、継続的に利害関係者の皆様と協議を図りつつ、活性化に向けた取組みを考えているところでございます。
山本教育長職務代理者	あと1点、野外活動センターにつきましては、寝屋川の野外活動センターとの広域連携といふか、そういうのがずっと長い間検討されてきた経緯がありますので、その辺りも含めてスケジュールもそうですが、内容的に教育委員会としても共有していかなければならない部分かなと思いますので、その辺も頭の中に入れ

(山本教育長職務代理者)	ていただいて計画を作っていただけたらと思います。 続いて、その他の案件ありましたら、事務局からお願いします。
田中図書館長兼主任兼田原図書館主任	図書館から、貸出図書配達サービスの開始について報告させていただきます。 令和6年度実施事業として、市政運営方針にあげられております貸出図書配達サービスについて、6月1日からサービス開始となりますので、報告いたします。 実施概要のとおり、趣旨は、身体的要因により来館が困難な方に対して、利用機会を確保することであることをふまえ、利用対象者は身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由の項目のなか、下肢、体幹または移動機能において等級が2級以上の方、また、介護保険の被保険者証の交付を受け、要介護3以上の方、その他、館長が来館が困難と特に認める方としました。 利用の申込みは、来館が困難な状態が前提であることに鑑み、申請書を図書館へ提出のほか、電話や代理人による申込みも可能としております。配達は概ね2週間ごとに公用車でご自宅までお届けし、返却本がある場合は、その際に回収させていただくようにいたします。なお、貸出冊数は10冊まででございます。 申込みは広報で告知のうえ、5月15日から開始しており、現在お一人のお申込みをいただいている状況です。以上です。
山本教育長職務代理者	それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月16日

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資

四條畷市教育委員会委員 河田 文